

生活困窮者自立支援、 成年後見制度利用促進、再犯防止推進

本章では、第 3 章・第 4 章で示した内容のうち、本市において、これまで分野別計画として定めのない生活困窮者自立支援、成年後見制度利用促進、再犯防止推進の取り組みについて再整理します。

生活困窮者自立支援

平成 30 年の生活困窮者自立支援法の改正により、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化が図られました。本市では生活に困窮する方への支援については、高齢や障害といった本人の属性にとらわれない横断的な支援を展開する重要な取り組みとして本計画に位置づけています。

成年後見制度利用促進、再犯防止推進

本計画をそれぞれの法に基づく市町村計画として位置づけており、本章において、改めて現状と課題、必要な課題を整理することとします。

成年後見制度利用促進に関しては、特に専門職団体などの関係機関との連携に関する取り組みを、また、再犯防止推進については、保護観察所や刑務所などの国の機関や更生保護に関わる団体などとの連携に関わる取り組みを中心とした視点で再構成するものです。

～本章の考え方（地域のみなさまへ）～

何らかの事情により経済的に困窮してしまったり、認知症や障害等により日常生活等に支援が必要な状態になってしまったりすることは、いつでも、誰の身のまわりでも起こりうることです。

また、そうした「生きづらさ」を抱えながらも、適切な支援につながらなかったために罪を犯してしまう人もいます。

本章の施策においては、特に行政と関係機関等による専門的な支援の推進に主眼を置いています。その土台となるのは、地域のみなさまの取り組みに対する「理解」や、日頃の見守り活動等における「気づき」を適切な支援機関につないでいただく等の「協力」です。

本市では、地域のみなさまの理解と協力をいただきながら、関係機関等と連携して、誰もが孤立することなく安心して暮らしていけるよう、取り組みを進めていきます。

▶▶ 生活困窮者自立支援

1

一人ひとりに寄り添い、自立まで伴走する支援

🔗 関連事業は 74 ~ 75 頁

平成 27 年度に生活困窮者自立支援法が施行されて以降、本市では生活全般にわたるさまざまな課題について、相談者の話を聞き、関係機関と連携しながら、課題の解決と自立までの支援を推進してきました。

生活困窮者自立支援では、働きたくても働けない、住むところがないなど、生活に困りごとや不安を抱えた時に、どのような支援が必要かを一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

関係機関とのさらなる連携を図り、一人ひとりに寄り添いながら、自立への最初の一步を踏み出す支援が求められています。

■これまでの取り組み

本市では、生活困窮者自立支援法に規定する自立相談支援事業を行う機関として、平成 27 年 4 月に仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」を設置し、生活困窮者の複合化した課題を包括的に受け止める支援を展開してきました。

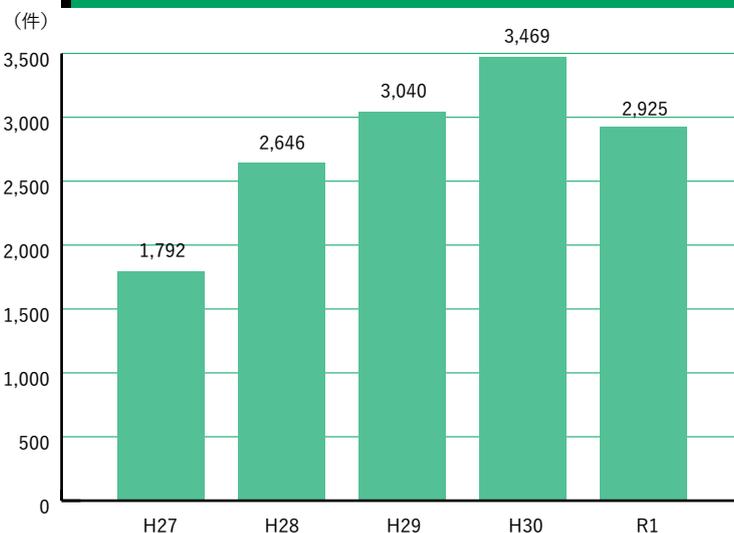
長い期間にわたりひきこもりの状態にあった方や日常生活に課題がある方などに、社会とのつながりを築きながら、日常・社会生活における自立や就労を支援する事業（就労準備支援事業）や、その方のコミュニケーション上の課題などを理解し、就労訓練を実施する企業（認定就労訓練事業所）への普及啓発や運営支援を行ってきました。

また、生活困窮世帯の子どもの学習の機会の確保と保護者への相談支援（子どもの学習・生活支援事業）や、離職等により住まいを失うことがないように家賃を補助し、就労の機会を確保すること（住居確保給付金の支給）、ホームレス等住まいが不安定な方への支援（一時生活支援事業）を行っています。

令和 2 年度からは、家計管理に課題を抱える世帯が自ら家計を管理できるよう家計改善支援事業を実施しています。

支援団体等へ制度の周知を図っていることなどにより、関係機関等から仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」につながる方や、自ら相談に来る方が増えてきています。

仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」における新規相談件数の推移



【資料】仙台市健康福祉局（各年度）

(1) 自立相談支援体制の充実

生活に困窮した方から自立相談支援機関に相談があった場合は、支援員と一緒に自立までのプランを作り、伴走しながら支援します。本市の自立相談支援機関では、支援プランを作るだけでなく、就労、就労準備、家計改善の支援も一か所で行っていることから、プランに沿ってそれぞれの段階に応じた支援メニューを適切な時期に選択することができます。自立へのステップアップを円滑に行うことができます。

支援につながることで自立への入口となりますが、長い期間にわたりひきこもりの状態にあった方や、人とのつながりが少なく社会的に孤立している方などにとっては、自ら声を上げ、相談に訪れることが難しい場合があります。

また、家族以外の人とのコミュニケーションに慣れていないことから、福祉サービス等の手続きに行っても、自分の意思を十分に伝えることができず、支援の手前で立ち止まり必要なサービスや機関につながるできない方もいます。

こうした方が相談に訪れるのを待っているだけではなく、生活に困窮している方がいるとの情報を得て、支援員が本人のもとへ足を運んだり、福祉サービスの窓口に同行して手続きを支援したりするなど、積極的に出向いていく支援の必要性も高まっています。

(主な取り組み)

- ★仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」において一体的に実施してきた支援を引き続き推進します。
- ★支援を必要としている方に積極的につながり、効果的な支援を推進します。

★は重点



仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」と家計相談プラザの一体実施

仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」では、生活困窮者やその家族、関係者からの就労や住まいなどの相談に応じ、必要な支援を一緒に考えながら、関係機関への同行や、就労支援などを行っています。

「わんすてっぷ」内には、レシートや通帳を一緒に整理しながら、簡単な家計簿をつけることから始め、自分自身で家計管理を行う意欲を引き出していく家計相談プラザも設置しています。

自立相談支援員と家計改善支援員と一緒に相談に応じることができるようになっており、スムーズな課題解決を支援しています。



▲自立相談支援員と家計改善支援員と一緒に相談に応じている様子

生活困窮者自立支援

(2) 住まいが不安定な方への支援の充実

ホームレスの方については、仙台市路上生活者等自立支援ホームにおける就労支援などを行っています。

また、巡回相談員によるホームレスの方の生活場所への訪問や、シャワーや洗濯場所を提供する衛生改善事業、結核健診等によって、生活状況や健康状態を把握するとともに、民間の支援団体と連携しながら支援を進めています。

一方、終夜営業店舗等に寝泊まりしながら日雇労働に従事する方や、家庭不和によって家庭に居場所を失っている方など、生活実態の把握が困難な方、精神障害や知的障害があり、集団生活が困難な方からの相談も増えてきています。

日常生活支援住居施設など住まいが不安定な方が自立を目指すための制度が整備されてきていることから、これらの制度に対応するとともに、支援を必要とする方の多様なニーズに配慮しながら、地域での生活を続けられるようになるまでの支援が求められています。

(主な取り組み)

- ★ホームレスの方への支援を引き続き行うとともに、住まいが不安定な方の多様なニーズに配慮し、地域生活を継続できるよう支援します。
- ・民間の支援団体と連携し、協働で支援に取り組みます。
- ・住まいが不安定な方が自立を目指すための制度に対応し、活用できる環境を整えています。

★は重点



ホームレス支援団体とのネットワーク

ホームレスの方の自立支援のため、毎月1回、定例ミーティングを開催しています。ミーティングには、ホームレス支援団体の代表者、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」職員、路上生活者等自立支援ホーム職員、路上生活者巡回相談員、健康福祉局職員などが参加し、ホームレスの方の健康状態や支援の状況など、さまざまな情報交換をしています。



▲定例ミーティングの様子

(3) 支援機関、部署等が連携した支援とネットワークの強化

生活に困窮している方を把握した場合には、その状態が深刻化する前に自立相談支援機関につなぐことが、早期自立の鍵となります。

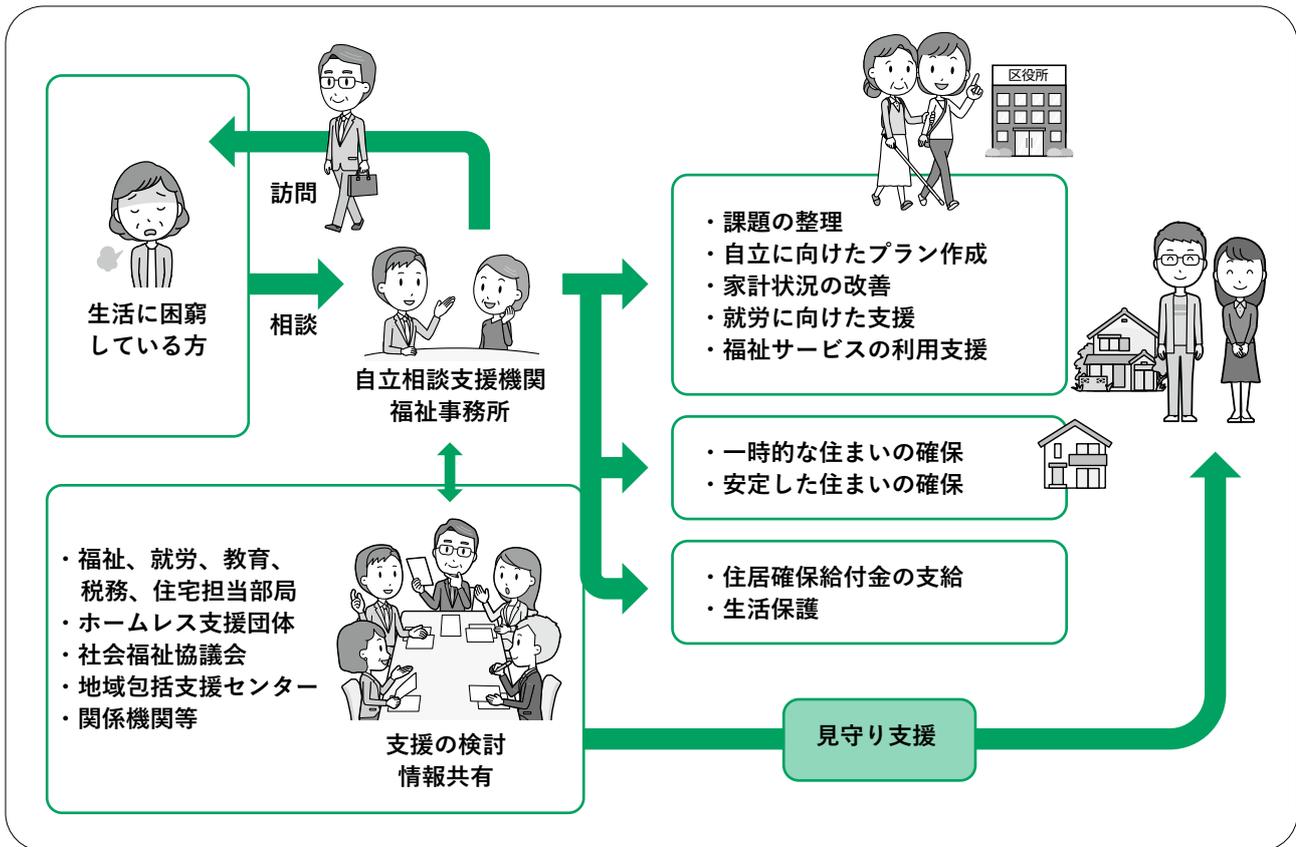
特に、課題が複雑化・複合化している場合は、これまで築いてきたネットワークを活かしつつ、複数の支援機関、部署等が連携し、互いの役割を認識しながら機能する支援体制の充実が必要となります。



(主な取り組み)

- ・生活に困窮している方の課題を共有し、連携して支援する仕組みの周知と活用を図ります。
- ・各支援機関、部署等で築いてきたネットワークの強化と更なる充実を図ります。

■生活困窮者自立支援のイメージ



▶▶ 成年後見制度利用促進

2

その人の意思に沿った、 その人らしい暮らしを支える

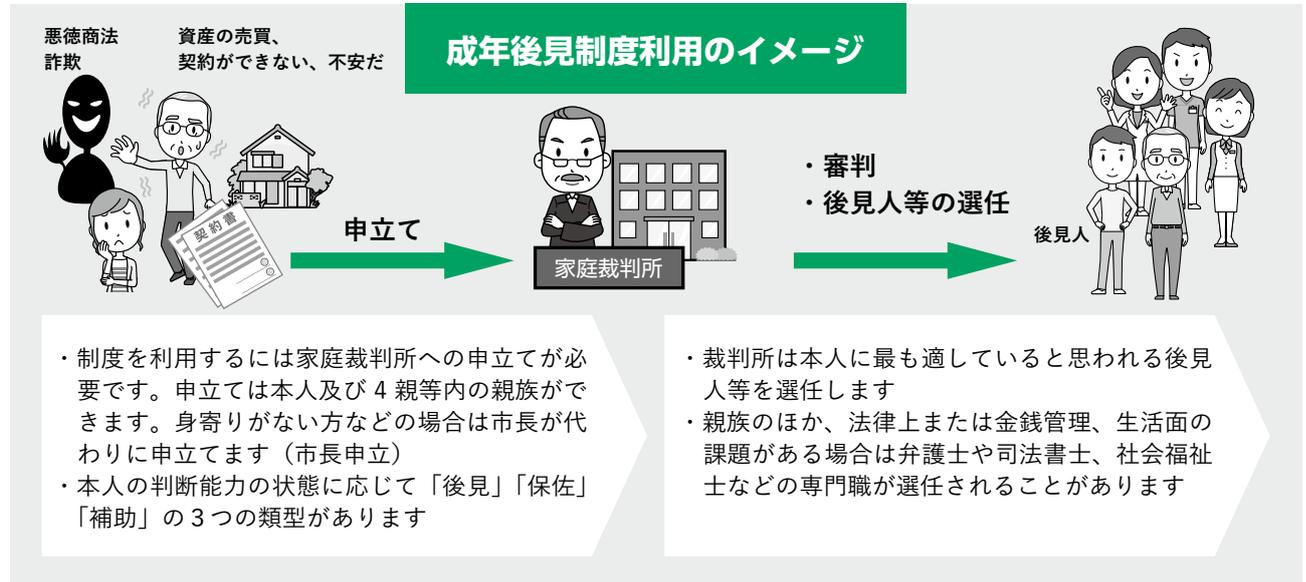
🔗 関連事業は76～77🔗

認知症や知的障害、精神障害などにより、自分の思いを伝えることや自分にとっての利益・不利益を理解するのが難しくなると、親族や周囲の人、あるいは悪意のある第三者によって、身体的・精神的な虐待や、金銭・財産の搾取など、その人の権利が侵害されることが起きやすくなります。

誰もが個人として尊重され、自分の思いや考えにもとづき、自分らしく暮らしていくことは憲法に保障された権利です。障害の有無やそれぞれの置かれた環境によらず、身体や財産が安全に守られ、自分の暮らし方について、自分で考え、自分で選び、自分らしい生活を続けられる地域をつくっていくことが必要です。

■ 成年後見制度の概要

認知症や障害などにより、自分の思いを伝えることが難しい人の権利を守る（虐待への対応を含む）ための方法の一つに成年後見制度があります。制度の対象となる方（以下、「本人」という。）や親族が家庭裁判所に申立てをし、裁判所が選任した親族や専門職などの後見人が本人に代わり、本人の意思に沿って財産管理や必要な福祉サービス利用等の契約を行います。制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがないなど申立てをする親族がない場合は市長が申立てを行います（以下、「市長申立」という）。



類型	対象者のイメージ
後見	簡単なことについて何度説明を受けても全く理解できない。契約は不可能。
保佐	簡単なことについて説明を受けると少しは理解できる。契約内容の理解が不十分で、支援が必要。
補助	簡単なことについて説明を受ければほぼ理解できる。契約はできるが支援があったほうが安心。

後見人等の権限は大きく以下の2つです

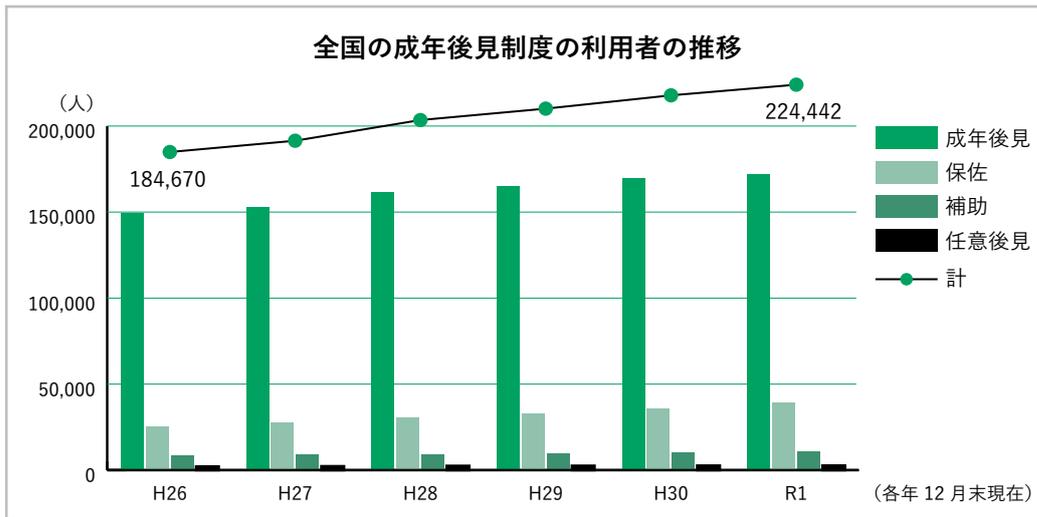
- ①本人が行う（行った）行為について同意する、または取り消すことができる
- ②財産の管理や契約などを代理することができる

※保佐や補助類型の場合、同意や代理権は本人の判断能力に応じて必要な範囲で定められます

■現状

認知症高齢者をはじめ制度の利用の対象となる方は増加していますが（87頁参照）、その増え方に比べ、成年後見制度の利用者は増えていない状況です。また、利用されているのは後見類型がほとんどとなっています。

つまり、制度の利用が必要にもかかわらず、制度を利用できていない人が多くいるのではないかと、本人の状態にあった制度の利用のされ方がされていないのではないかと考えられます。このことは仙台市の状況を見ても同様です。



【資料】厚生労働省「成年後見制度の現状」（令和2年6月）より作成

仙台家庭裁判所管内の申立件数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	(年)
後見	305	300	299	292	338	
保佐	42	56	60	57	63	
補助	9	12	4	7	12	
任意後見監督人選任	17	18	8	9	17	
合計	373	386	371	365	430	

【資料】仙台家庭裁判所

市長申立件数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	(年度)
認知症高齢者	27	18	16	30	27	
知的、精神障害者	7	5	4	5	5	

【資料】仙台市健康福祉局

その他のデータ（87～89頁参照）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）では、「成年後見制度がこれらの者（認知症や知的障害、精神障害のある方）を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない」とし、制度の利用促進を総合的、計画的に進めることを掲げています。

▶▶ 成年後見制度利用促進

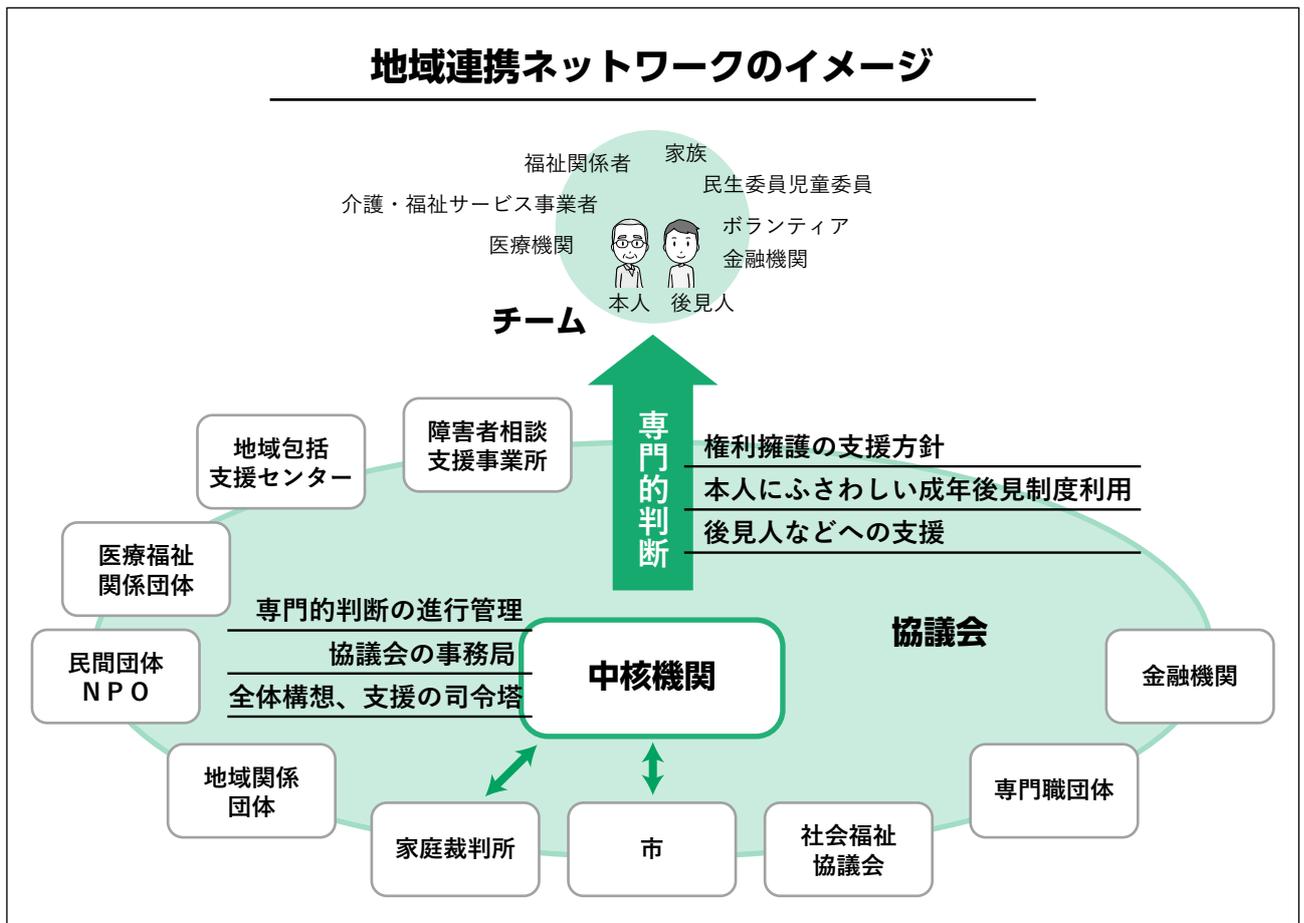
法にもとづいて策定された国の成年後見制度利用促進基本計画は、全国どの地域においても必要な人が制度を利用し、その権利が守られるよう、各地域で地域連携ネットワークの仕組みづくりに取り組むことを推進しています。

地域連携ネットワークは、本人と本人に日常的にかかわる支援者による「チーム」と、支援の各段階で本人の状況にふさわしい支援方法について、専門職団体や関係機関がチームに助言等を行える仕組みである「協議会」からなります。

チームへの専門的な助言は次の三つの場面で行うことが期待されます。

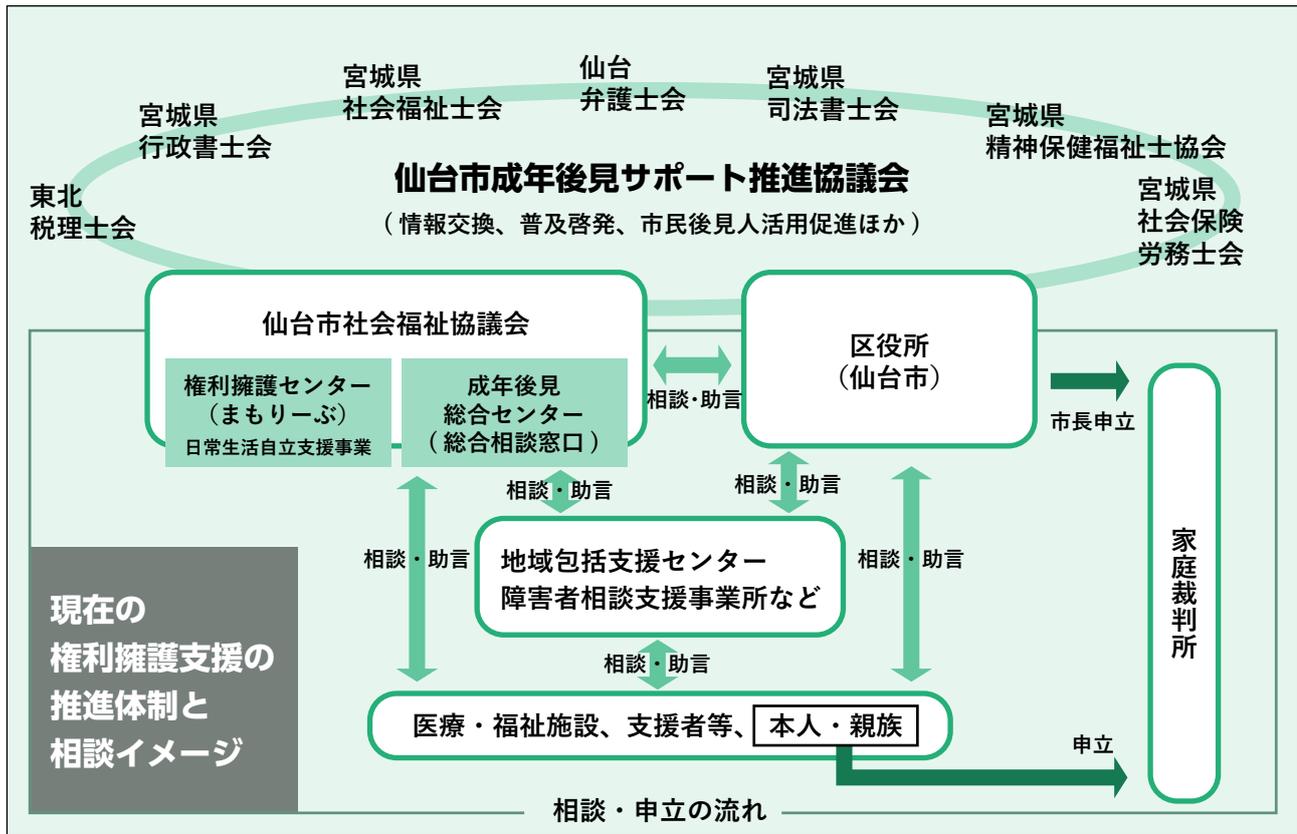
- ①権利擁護の支援方法を決めるとき
- ②権利擁護の方法として成年後見制度を利用するにあたり、本人にふさわしい制度利用（類型の選択や後見人候補者の推薦）を考えるととき
- ③後見人が付いて制度の利用が始まった後、状況の変化や課題が生じたとき

こうした各場面で確実に専門的な助言を行うために、協議会を動かす「中核機関」が必要となります。中核機関は協議会の事務局を担い、また、地域の権利擁護支援、成年後見制度利用促進に向けた全体構想を描き、その実現に向けた進捗管理、コーディネートも行うと想定されています。



成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」を参考に作成

■仙台市の現在の体制、取り組み



仙台市成年後見サポート推進協議会（平成17年設置、以下「サポ協」という）

成年後見制度と日常生活自立支援事業の円滑な活用を図ることを目的に、専門職団体と市社会福祉協議会、仙台市で構成しています。必要に応じて検討部会を設置し協議を行っており、仙台市成年後見総合センターの設置や市民後見人の養成・支援の取り組みにもつながっています。

109で関係団体等を紹介しています

仙台市成年後見総合センター（平成19年設置）

仙台市の成年後見制度に関する総合相談窓口で、市社会福祉協議会に設置しています。相談に対し、制度の説明や申立手続きへの助言、広報啓発、市民後見人の活動支援を行っています。サポ協の事務局を担っています。

市民後見人養成・支援

市民後見人は親族でも専門職でもない一般市民で、養成研修により成年後見制度に関する知識と技術を身に付け、専門機関の支援を受けながら活動する後見人のことをいいます。市社会福祉協議会が養成と活動支援に取り組み、平成21年度から養成研修を実施しており、これまで計49名を養成し、令和元年度末までに22名が後見人等となっています。

日常生活自立支援事業

成年後見制度の利用前の段階では、本人による契約が可能な方を対象に市社会福祉協議会の権利擁護センターで、本人との契約にもとづき福祉サービス利用の援助や金銭管理等を実施しています。

各機関、団体等

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所では権利擁護に関する業務を担い、各区役所でも高齢者や障害のある方の総合相談を行っています。また、各専門職団体で成年後見制度等の相談窓口を設けているほか、高齢者や障害のある方を金銭的被害や権利の侵害から守るさまざまな官民の取り組みを行っています。

▶▶ 成年後見制度利用促進

(1) 積極的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

制度の周知を一層進めるとともに、成年後見制度に限らず、本人の権利を守るのにふさわしい方法を選ぶことや、成年後見制度利用の手続き、親族が後見人となった場合にその親族が安心して後見人としての役割を果たせるような支援の充実も必要です。

権利の侵害への対応だけでなく、意思表示が難しい状況になっても本人の意思に沿った、本人らしい暮らしを続けるための意思決定支援、積極的な権利擁護を進めることが求められています。そのためには身近な地域の理解と支えあいの関係づくりに加え、その人の状態にあった権利擁護のサービスや制度を利用できるよう、関係機関等が連携した地域の相談支援の仕組みづくりが必要です。



(主な取り組み)

- ★サポ協をはじめ関係機関等とともに、積極的な権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めます。
- ★地域連携ネットワークを構成する「協議会」、及び協議会を運営し具体的な支援の進行管理等を行う「中核機関」について、これまでの取り組みや現在ある機能の充実を図りながら段階的に整備していきます。

★は重点

(2) 市民後見人が活躍できる環境づくり

市民後見人には被後見人と同じ地域に住む市民の目線で細やかで密度の濃い後見活動と、社会の各分野で積んださまざまな経験を活かした後見活動が期待されています。

これまで本市では、市民後見人候補者が受任できるケースは、市民後見人が過度の負担なく後見活動が行える場合としてきました。このため市民後見人の受任は年に数件程度に留まっているのが現状です。今後は、専門的に解決すべき課題がある場合でも、市民後見人が専門職等と関わりながら後見活動ができる仕組みを検討するなど、受任の機会拡大に向け関係機関等と調整を進める必要があります。

また、市民後見人の高い社会貢献意識や養成研修で培った知識や技術は地域の大きな財産であり、市民後見人の活躍の場を広げることも必要です。



(主な取り組み)

- ・市民後見人の受任機会拡大に向け、家庭裁判所等関係機関との協議を進めます。
- ・市民後見人の活動支援の充実を図ります。
- ・地域福祉活動などでの市民後見人の活躍の場を広げます。



市民後見人の活動の思い

「わたしたちは、あなたの生涯を支える人生の伴走者でありたい」

これは、仙台市の市民後見人養成研修の第1期生たちで作成した「市民後見人倫理綱領」の主題です。

仙台市では、原則として一人の市民後見人は一人のみ受任することとしているため、きめ細やかで親身な支援を行うことができます。活動報告からも、対象となる方に寄り添い、たとえその方の意思表示が難しい場合でも、その意思をさまざまな方法でくみ取ろうとし、思いに応えようとする真摯な姿が伝わってきます。まさに意思決定支援の形を具体的に見せてくれる活動となっています。

仙台市の市民後見人養成研修は、活動の実務について80時間以上のカリキュラムがあり、修了後も毎年、継続研修を行い、知識と技術、受任するまでの意欲の維持・向上に努めています。さらに、修了生同士で自主グループをつくり、活動内容について相談し、学び合い、成年後見制度の広報啓発にも取り組んでいます。

市民後見人綱領から

わたしたち市民後見人は地域の中で

- 1 あなたの思いを大切にし
- 2 大きな目で視て
- 3 大きな耳で聴き
- 4 約束を守り
- 5 皆さんと協力し

あなたに寄り添います。

活動の心がけ

再犯防止推進

3

犯罪や非行からの立ち直りを支援し、再犯による新たな被害を防ぐ

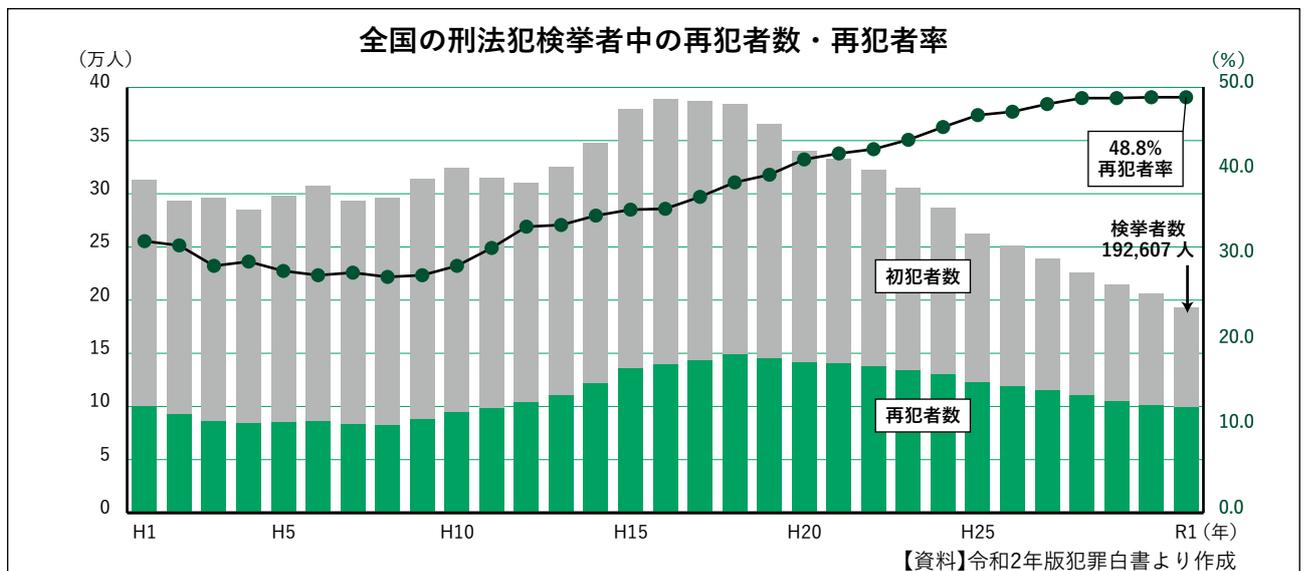
関連事業は78～82頁

犯罪被害のない、安全に安心して暮らせる地域づくりは市民の共通した願いです。刑務所や少年院を出た人が再び罪に手を染めることのないよう、立ち直りを支えることは、新たな犯罪被害を防ぐことにつながります。また、それは誰一人取り残さない社会の実現に向けた大切な取り組みでもあります。

罪を犯した人(※)は社会的に孤立しやすく、例えば刑務所から社会に戻っても生活基盤を築くことや必要な支援を受けることが難しく、それが更生を妨げる要因の一つにもなっています。このため、立ち直ろうとする人やその人を支える取り組みへの市民の理解が重要となります。こうした市民の理解のもと、保護観察所や刑務所など国の機関との役割分担を踏まえつつ、関係機関が連携を一層深め、必要な支援につながる環境づくりを進めていくことが必要です。

■現状

窃盗や傷害・暴行、恐喝などの刑法犯で、全国の警察に逮捕などされた人のうち、以前にも犯罪をしたことのある人(再犯者)の割合は、初犯者が大幅に減っていることから相対的に上昇し、5割に迫っています。宮城県警察においても同様の傾向となっています。



宮城県警察の刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率

	H27	H28	H29	H30	R1	(年)
検挙者数(人)	3,457	3,209	3,205	3,205	3,113	
内)再犯者数(人)	1,734	1,578	1,557	1,517	1,582	
再犯者率	50.2%	49.2%	48.6%	47.3%	50.8%	

【資料】法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

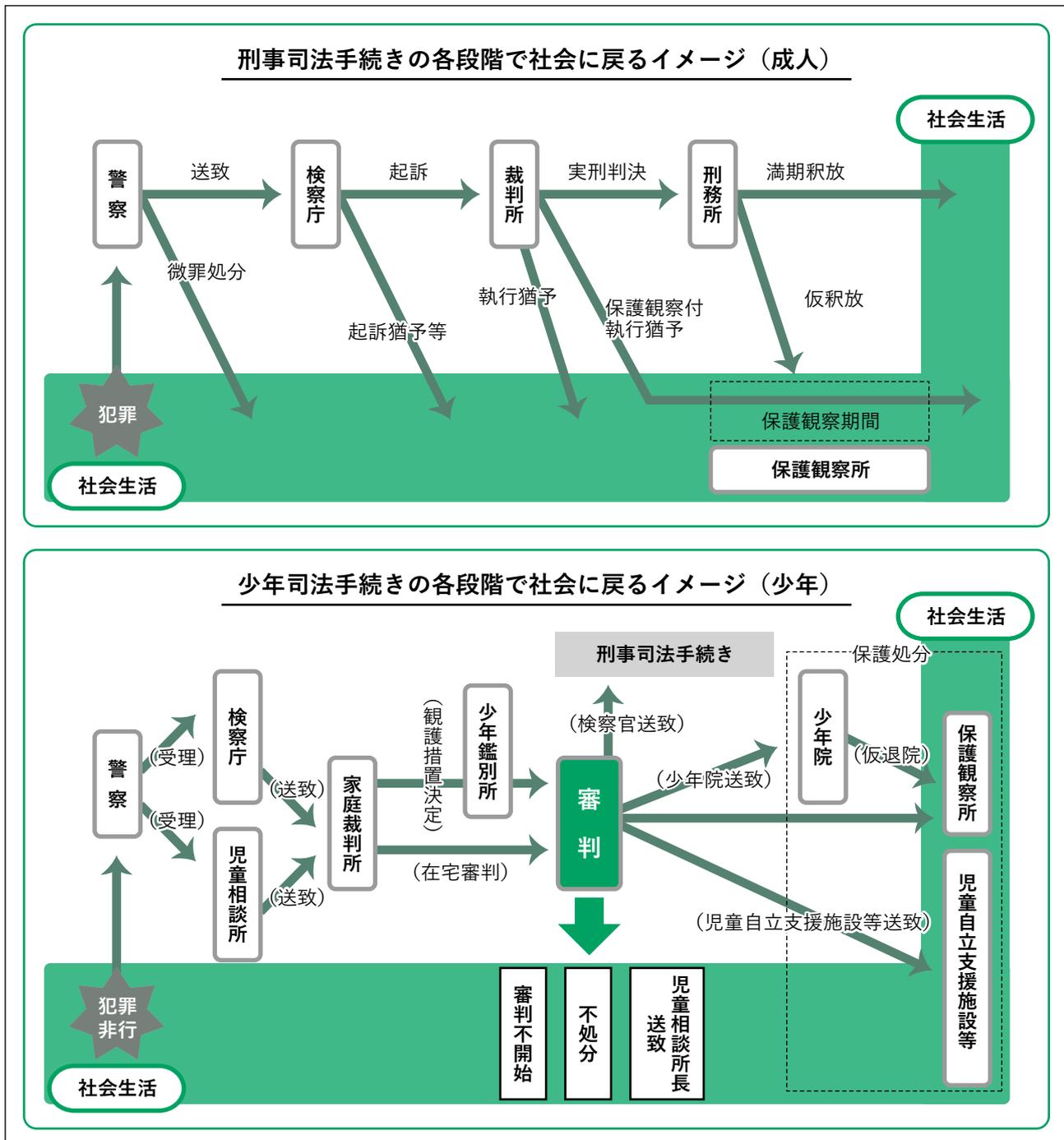
その他のデータ(88～89頁参照)

※ 本計画において「罪を犯した人」とは、法及び法成立時の附帯決議を踏まえ、有罪判決の言い渡しもしくは保護処分(※)の審判を受けた人、または微罪処分や起訴猶予処分など犯罪の嫌疑がないという以外の理由で公訴の提起を受けなかった人を言います(47頁図参照)

犯罪を繰り返す人の中には認知症や障害、依存症などがある必要福祉サービスや医療につながっていない人がいます。また、「罪を犯した人」という偏見や差別により、住むところや働くところも見つからず、あるいは福祉施設への入所や利用も難しく、経済的、身体的、精神的に生活が立ち行かなくなり、再び犯罪に手を染めてしまうことがあります。

法務総合研究所が平成24年に出所を控えた受刑者に対して行った調査では、「もう二度と犯罪はしない」と決意している人が8割以上にのぼります。つまり、刑務所を出所後、適切な支援につながっていれば、防げた犯罪、防げた被害があるといえます。

「生きづらさ」や「生活のしづらさ」を抱えているのは罪を犯した人に限ったことではありませんが、犯罪や非行をしたことで社会生活を一定期間離れていることや、根強い偏見などにより、必要な支援に「つながりにくい」状態であることへの留意が必要です。



(1) 支援へのつなぎと、息の長い支援のための連携促進

釈放後の生活は本人の意思が尊重されるため、支援をするには本人の同意が必要です。しかし、なかには公的機関への拒否感や犯罪をした自分自身への低い自尊感情、支援を受けることの必要性の理解が困難なことなどにより、支援を受けようとしていない人もいます。このため、釈放の前後で、支援を受けながら立ち直ろうとする本人の意識の醸成を図ることが重要です。

社会生活を送る上で複雑な課題がある場合は、さまざまな角度から解決の糸口を探ることとなります。そのためには地域のさまざまな機関や団体の活動を有効に活かせるよう、地域資源の情報を共有しておくことが大切です。

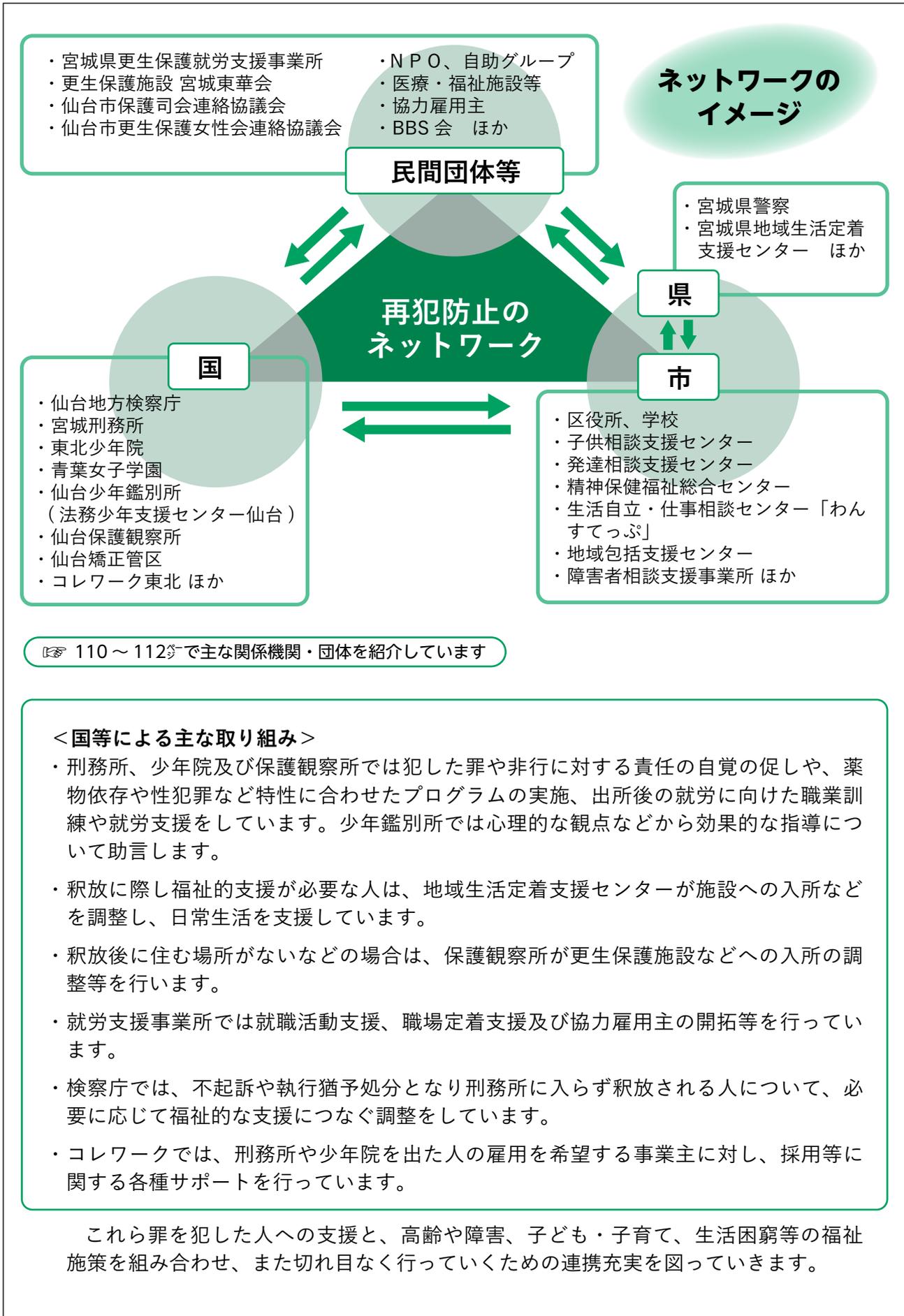
立ち直りの支援は、刑務所や少年院などを出て社会に戻る前後から、地域での生活が軌道に乗るまで、本人が孤立することのないよう息長く続けていくことが必要です。それは一人の支援者で行えるものではありません。支援者が一人で困難な課題を抱え込んでしまうことのないよう、関係機関・団体が相互に関わり続けることが大切です。関係機関が連携を密にしながら支援していくことが必要です。



(主な取り組み)

- ・関係機関、団体の活動や、立ち直り支援に資する地域資源の情報共有を図ります。
- ★関係機関団体による支援のネットワークをつくり、支援の現場での円滑で継続した連携、協力関係づくりを進めます。

★は重点



再犯防止推進

(2) 立ち直り支援への理解と協力を広げる

立ち直ろうとする意欲を持って再び社会に戻っても、罪を犯した人に対する根強い偏見などにより、住居や就労といった生活の基盤の確保や人間関係づくりが困難な場合があります。孤立感を抱え、適切な社会とのかかわりがなくなっているところで、犯罪や非行を誘発しやすい環境に取り込まれていってしまうこともあります。

犯した罪を反省し、立ち直ろうとしている人を受け入れる社会をつくるためには、その人たちの置かれた状況や、その人の持つ特性、自分の意思だけでは回復が難しい病気としての薬物やアルコール依存症などへの正しい理解を広げることが大切です。

また、法務大臣の委嘱を受け、保護観察所と協力しながら罪を犯した人の改善更生を支える保護司をはじめ、更生保護女性会、BBS会（青年ボランティア団体）、協力雇用主などさまざまな支援活動を広く市民に知ってもらい、活動への理解を広め、新たな協力者が増えていく環境をつくることも必要です。



(主な取り組み)

- ・ 共生の意識を高める取り組みを推進します。【基本的方向 1(1) ほか】
- ・ 社会を明るくする運動の推進やさまざまな媒体による広報等により、更生支援への啓発や、保護司等の更生保護を支えるボランティア等の活動の周知を進めます。
- ・ セーフティネット住宅登録制度や協力雇用主の制度等の周知を進めます。
- ・ 依存症等についての理解を広げます。

立ち直りへの壁

(法務省リーフレットを参考に作成)

孤独 相談相手がいない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな生活環境の中で、立ち直りに必要な指導や助言が十分に受けられず、生活が再び乱れてしまう。
薬物依存等がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な治療や相談支援を受けることができず、薬物依存症等からの回復ができない。
高齢である 障害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な福祉的支援が得られず、生活が立ち行かなくなる。 ※高齢者や障害を有する者の場合、出所してから再犯までの期間が短いことが明らかとなっています。
住むところがない 仕事がない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身元保証人を得られず、適当な住居を確保できない。 ※出所後に帰住先のない者は短期間で再犯に及ぶことが明らかとなっています。 ・ 前科があることや知識・技能等の不足により、就職や就労の継続ができない。 ※無職者は有職者に比して再犯率が約3倍です。

(3) 地域での立ち直りを支える取り組みの推進

罪を犯した人への支援は、本人の同意のもと、釈放後一定の期間内において、国の責任、国の制度により実施されます。しかし、その後の長い社会生活は、一市民として地域の中で暮らしていかなくてはなりません。

また、釈放後の受け入れ先の一つとなる家族も「加害者の家族」などとして偏見や差別により地域での生活が困難になっていたり、そもそも世帯として複雑な課題を抱えていたりすることもあります。

本人やそうした家族も含め、生活のしづらさを抱える市民の一人として、必要な支援につなげていかなくてはなりません。

(主な取り組み)

- ・就労や住まいの確保の支援を推進します。【基本的方向1(3)ほか】
- ・多様な居場所づくりを推進します。【基本的方向1(2)ほか】
- ・関係機関等との連携や地域での気づき等により、高齢や障害、生活困窮等で支援を必要とする罪を犯した人への支援を実施します。【基本的方向3ほか】
- ・薬物依存症等を抱える本人や家族からの相談対応やミーティングに取り組みます。
- ・学校等との連携により学びを支援します。



保護司 ～犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア

保護司は、犯罪をした人や非行をした少年の地域での立ち直りを支えるボランティアです。保護司法に基づき法務大臣の委嘱を受け、非常勤の国家公務員の身分がありますが、必要な経費の支給以外に給与等はありません。

主な役割としては、生活環境の調整と保護観察があります。生活環境の調整では、刑務所や少年院を出る際に、住居や家庭環境、就学・就労などについて、健全な生活を送ることができるよう関係者に協力を求めるなど環境を整えます。

保護観察は、保護観察処分を受けた少年や少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者などを対象に、保護司や対象者の家のほか、更生保護サポートセンター等で面接をして、生活状況を把握し、必要なアドバイスをを行い、その内容を保護観察所に報告しています。

また、社会を明るくする運動や、学校と連携した地域の犯罪・非行防止活動に取り組んでいます。



▲ユアテックスタジアムで行われた社会を明るくする運動泉区推進委員会の啓発活動
(令和2年8月)

 再犯防止推進**(4) 被害者支援、地域の安全安心の推進**

犯罪により、心や体が傷つき、描いていた夢や希望を奪われ、また、大切な人を失い苦しんでいる人がいます。国の計画は、「(再犯防止施策は) 犯罪被害者等が存在することを十分認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解」することの重要性を踏まえて行うこととしています。

本市でも当然にこれらの考えを踏まえ、再犯防止の施策の前提として犯罪被害者への支援や地域の安全安心の取り組みを推進します。

**(主な取り組み)**

- ・ 犯罪被害者等総合相談窓口による各種支援施策の情報提供を行うなど、被害者やその家族を適切な支援につなぎます。
- ・ 配偶者暴力相談支援センター事業等により DV 被害者への支援充実を図ります。性暴力等への相談対応、性暴力防止のための啓発を実施します。
- ・ 犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。